

別 添

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
(平成17年度～18年度)

1 公表の趣旨

厚生労働省においては、一昨年度、石綿による健康被害について社会的な不安が高まった状況を踏まえ、国民の有する不安への対応として、平成16年度以前に石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の一覧表を公表しました。

今回は、一昨年公表の際の理由に加え、平成21年3月27日に請求期限が到来する石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度及び18年度に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場並びに平成18年度の特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称等の情報を公表するものです。

2 公表対象事業場数	2, 514事業場（労災認定等件数： 3, 382件）
公表事業場	2, 167事業場
事業場不明	92事業場
特別加入者（一人親方）	91人
既公表	164事業場

3 公表事業場情報

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (5) 事業場における石綿取扱い期間 |
| (2) 事業場の名称 | (6) 現在の石綿取扱い状況 |
| (3) 石綿ばく露作業状況 | (7) 特記事項 |
| (4) 労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数 | |

※ 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすること、③建設現場では石綿ばく露を受ける作業が行われていたことから、上記(5)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(6)の「現在の取扱い状況」については除外している。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合には、通常その事業場の所在地(事務所)と実際に石綿作業を行った場所(元方の事業場)とが異なり、公表事業場においては石綿作業が行われていないことに留意してください。
- (2) 建設業の事業場の場合(第2表)には、通常、事業場所在地と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意してください。
- (3) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては、30年~40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理しています。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあることに留意してください。

5 一覧表の構成

事業場一覧表は、製造業のように石綿作業が特定の場所において継続的に行われていたと認められる事業場の一覧表(第1表)と、石綿作業が行われていたと認められる現場を持つ建設業の事業場の一覧表(第2表)から構成されています。

したがって、第1表は、主として①公表事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起するとともに、②周辺住民となるか否かの確認に役立ててもらおうという観点から、また、第2表は、主として公表事業場にこれまで従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事していた可能性があることを注意喚起するという観点から公表するものです。

6 集計結果

事業場一覧表(第1表及び第2表)の業種別事業場数並びに労災認定件数及び特別遺族給付金支給決定件数は、別紙「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)」のとおりです。業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業54.4%、製造業35.1%であり、両業種で全体の89.5%を占めています。

また、製造業の中では、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業の順で事業場数が多く、両業種で製造業全体の32.6%となっています。

7 その他

(1) 公表対象事業場内訳表に「事業場不明」のものが、92事業場計上されていますが、これは次の理由から、事業場が特定できなかったためで、その多くは建設業に分類されるものです。

① 遺族の方から請求された事案で、最終石綿ばく露事業場の情報が入手できず特定できなかった場合

② 事業場が廃止された後、長期間経過後に発病したため、最終石綿ばく露事業場が特定できなかった場合

③ 建設現場等複数の現場・事業場を転々としていたため、最終石綿ばく露事業場の特定が困難であった場合

(2) 公表対象事業場内訳表に「特別加入者（一人親方）」という表記がありますが、これは、大工、左官など主に建設業に従事する労働者を使用しない自営業者であって、労災保険に特別に任意加入することが認められている方のことです。

公表対象事業場内訳表

種類	事業場数	認定件数											
		労災保険法（平成17年度・平成18年度）						救済法（平成18年度）				労災保険法 救済法 計	
		労災保険法 計	うち死亡	肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	救済法 計	肺がん	中皮腫	石綿肺		
公表	第1表	989	915	500	319	146	596	354	358	93	241	24	1,273
	第2表	1,178	975	493	368	151	607	342	240	59	174	7	1,215
	小計	2,167	1,890	993	687	297	1,203	696	598	152	415	31	2,488
公表外	事業場不明	92	59	36	19	10	40	26	33	6	26	1	92
	特別加入者 （一人親方）	91	83	38	39	15	44	23	8	3	5	0	91
	既公表	164	468	252	252	132	216	120	243	110	123	10	711
	小計	347	610	326	310	157	300	169	284	119	154	11	894
合計	2,514	2,500	1,319	997	454	1,503	865	882	271	569	42	3,382	